

宇佐・下毛・築上・京都地区の主な神楽講

講名	宇佐郡内町 日岳神社	中津市大字植野 植野神社	築上郡築城町 赤幡神社	行橋市道場寺 道場寺神社
1	湯立神楽三十三番	湯立神楽三十三番	湯立神楽三十三番	湯立神楽三十三番
2	大祓	大祓	大祓	大祓
3	一人手草	一人手草	一人手草	一人手草
4	二人手草	二人手草	二人手草	二人手草
5	大沙舞	大沙舞	大沙舞	大沙舞
6	御先	御先	御先	御先
7	掛手房	掛手房	掛手房	掛手房
8	三神	三神	三神	三神
9	幣聖護	幣聖護	幣聖護	幣聖護
10	四ツ手	四ツ手	四ツ手	四ツ手
11	引入柴	引入柴	引入柴	引入柴
12	神迎	神迎	神迎	神迎
13	鎮座	鎮座	鎮座	鎮座
14	弓証護	弓証護	弓証護	弓証護
15	地割	地割	地割	地割
16	洞口	洞口	洞口	洞口
17	大蛇退治	大蛇退治	大蛇退治	大蛇退治
18	思兼之命	思兼之命	思兼之命	思兼之命
19	東方鬼	東方鬼	東方鬼	東方鬼
20	南方鬼	南方鬼	南方鬼	南方鬼
21	西方鬼	西方鬼	西方鬼	西方鬼
22	北方鬼	北方鬼	北方鬼	北方鬼
23	石古里留命	石古里留命	石古里留命	石古里留命
24	玉祖命	玉祖命	玉祖命	玉祖命
25	太玉命	太玉命	太玉命	太玉命
26	長白羽命	長白羽命	長白羽命	長白羽命
27	宇賀女命	宇賀女命	宇賀女命	宇賀女命
28	手力男之命	手力男之命	手力男之命	手力男之命
29	清祓	清祓	清祓	清祓
30	神護	神護	神護	神護
31	湯之御先	湯之御先	湯之御先	湯之御先
32	一回一宜	一回一宜	一回一宜	一回一宜
33	七五三祓	七五三祓	七五三祓	七五三祓

以上、山田三十三番神楽の大要をあげてみた。
また、参考までに、宇佐・下毛・築上・京都地区の代表的な神楽講の演目を上の表にまとめてみた。
最近では郷土の里神楽に関心をもちものが多くなった。特に豊前の神楽を永年にならって研究している人に行橋市在住の橋本耕作氏がいる。寸暇をおしんで各神楽講を探訪し、神楽の発掘と保存に力をつくしている。また築上郡新吉富村の宮崎弘毅氏、豊前市大字鬼木の有馬徳行氏も会社勤務のかたわら、精力的に神楽の研究をつづけている。

参考文献

- 福岡県教育委員会 「福岡県の民俗芸能」
大分県 「大分県史（民俗編）」
岩田 勝 「神楽」
石塚尊俊 「西日本諸神楽の研究」
平井武夫 「福岡県民俗芸能」

かめだ みつお・農業 元中学校校長
現住所 豊前市大字永久六〇〇

- △神楽 (三三) 1 鳥帽子 小袴衣 袴 わらじ
2 湯立神楽 湯立神楽 湯立神楽 湯立神楽
△湯大将 1 鳥帽子 小袴衣 袴 わらじ
2 湯立神楽 湯立神楽 湯立神楽 湯立神楽
△湯神 1 鳥帽子 小袴衣 袴 わらじ
2 湯立神楽 湯立神楽 湯立神楽 湯立神楽
29 湯庭祓 (清祓) 直面神楽 一人舞
三宝に太刀・笹・塩をのせ仮殿に供える。
身潔の祓祝詞の後、四方、中央に塩を撒き清める。
30 神 据 直面神楽 三人舞
太刀を帯した三人が湯釜の脚に向って、祝詞をあげ、東西南北・中央の順に湯庭祓の神楽を舞う。三本の柱に幣をおさめる。
31 湯の狐仙 直面神楽 三人舞
「前段」は式驅仙神楽と同じ。「後段」は高さ十米余りの竈鉢に登り、花吹雪を撒いて浄め祓をした後、幣切りをする。
32 湯 湯大将と随神二人で仮殿に湯庭祝詞、一国一宮を奏上して全国三千三百三十二座の神々を勧請し、「湯の初穂を献ず」と唱え笹の葉で湯花を撒く。
33 湯行事 直面神楽 三人舞
一人が鎮火の祝詞を奏している間に、一人が火をまわりながら火鎮めの塩を撒く。一

筑前と豊前の狭間で

遠賀川流域の神楽

香月 靖晴

1. 遠賀川流域諸神楽の概略

遠賀川流域の神楽を地域的に大別すると、筑前系と豊前系に分けることができる。
筑前では、上流域の飯塚市・嘉穂郡は五方所に伝わり、中流域の鞍手郡には鞍手町室木に六嶽(室木)神楽があり、だいたいの氏子の人たちが舞っている。下流域の北九州市や遠賀郡では筑前御殿神楽と呼ばれて、神職の人たちが舞っている。これらの神楽は、三地区で演目の内容に多少の差異が見られるが同一系統である。
豊前の田川地区では、添田町津野、赤村大内田、田川市奈良(後藤寺春日神社)に伝承されている。その中で、奈良の神楽には筑前系の神楽の影響が見られる。

両系の演目を大別すると、神や鈴などを持つて舞う採物神楽と、面を着け神話を題材としたものを演劇調に舞う面神楽がある。しかし、その内容にはずいぶん違いがある。豊前の面神楽では、綱やシカン杖(鬼ン棒、ブチともいう)を使うが、これらは筑前では見られない。演技を全体的に見ると、筑前系に儀式的な傾向が見られるのに対して、豊前系は躍動的で野性味が感じられる。

衣装を見ても、筑前では狩衣・袴が主体で少し派手なものが面神楽にあるくらいにに対し、豊前の面神楽には金襴様の豪華な衣装を着て、裁つ着けははいている。裁つ着けは元米山行きの着物で、神楽では古い形を示すものであり、修験道での山伏の峯入り姿を連想させる。

2. 筑前の神楽

飯塚市と嘉穂郡の神楽 飯塚市中、嘉穂郡では薩井町上白井・桂川町上師、稲築町深生、庄内町綱分で行われている。

演目は(表1)のとおりであるが、常時演じられるものは各所七〜一〇種ぐらいである。

元来は、神職が近隣の神社の祭礼のときに集まって演じていたが、明治の中ごろから次第に氏子に移された。その理由は、神社の祭日が統一されたので神職が一語に演じられなくなったからだという。氏子に移ると、各地の神楽がそれぞれ独自の形に変わっていく。それで大正の

[illegible][illegible]

(註) 東印は前面の無。熟字は漢目の順で
稲葉町山野は若八幡神社上様式。

岩戸の舞は、天の岩戸から日神を連れ出すまでの物語で、思兼命、児屋根命、鉏女命と次々に出て舞い、最後に手力男命が力をこめたいろいろな所作をしてやっと岩戸を開けるのである。岩戸については、嘉穂郡ではふすまを四枚立てて中に日神を入れる。田川地区では、箱を置いたり岩の形を作ったりして、各地それぞれの工夫がある。

鞍手郡、北九州市・遠賀郡の神楽。旧鞍手郡には、直方市盛田や軽野、宮田町鶴山などによる神楽組があったが、現在では六葎神楽だけになる。ここでは、採物神楽を里神楽といい、それに演劇調の演目を加えたものを大神楽と呼んでいる。

北九州市と遠賀郡の旧遠賀郡内では神職十数人で舞っている。御殿神楽の名は、江戸時代には現中間市上底井野に黒田藩のお茶屋（本陣）があり、殿様の前で演じていたのでそう呼ばれるようになったといわれる。

採物神楽を里神楽、演劇調のものは面神楽と呼んでいるが、内容は六嶽神楽と同一である。昔は、鞍手、遠賀両郡の神職が合同で演じたこともあったと思われる。

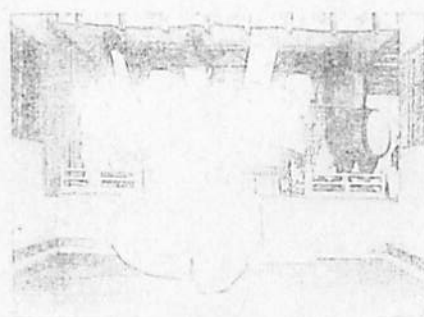
採物神楽最初の舞の言葉は、「神楽に結幣^{ゆづり}幣^{はに}て誰か世にか神の御室と祝いそめけん」と唱える。これは、嘉穂の「神楽帳」の真神の舞の言葉と違う。これ以外にも、演目名は同じだが、言葉や所作に差異がみられる。

湯立神楽
鞍手町中山八剣神社の湯立神楽

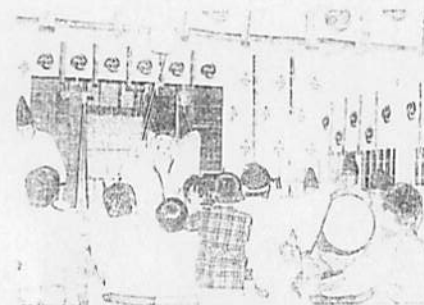
ころ、嘉穂神職会は本来の形を維持し共同して舞えるようにと、各演目の順序と所作を細かく書いた『神楽帳』を作つて配布した。現在の神楽は、この書を手本に演じられている。

採物神楽の最初に舞う千代の舞は、左手に扇、右手に鈴を持って一人で舞い、「山もとやいずこしらぬ里神楽声すむ差は宮居なりけり」と唱え、順（時計の針の進む方）逆（順の反対）に体を動かして舞い始める。採物神楽は、神の座を献い、神を迎えて神楽を舞うことを意味し、順逆を繰返し繰返し舞う。

どこでも演じられ、観衆の人気を呼ぶのが久米の舞と平代の舞であり、しめくくりは岩戸の舞である。



久米の舞
中間市相生神社にて
筑前御殿神楽（'94、10月撮影）



舞の代事
嘉穂郡穂波町椿八幡宮にて
土師の神楽(77.10月撮影)

は、六以神楽の天神の舞で弓を射て四方を破つた後、同社の神職が六以神楽の一人を介添にして行われる。大釜を乗せる三脚は、ムラの人た



中山八鈴神社の湯立神楽
神職がオキをけるところ（79・10月撮影）

ちの当番が作り、日が暮れると薪に火がつけられて始まる。

神職 介添とも白衣、白湯で素足のまま、しめ縄を張りめぐらした湯立ての庭に入る。釜の火は落ちているがオキはまだ赤い。神職は三脚の足一本一本に御幣を向けて「あまつのりととの

ふとのりと」と唱えて順三回、逆三回まわる。さらに、介添を伴つて順逆三回ずつ足早にまわる。次に神職は笹束に持ちかえ、三脚の脚と脚の間で笹束を釜の湯に浸して、後ろ下方から前方に三度回して残り火をあおる。これも順逆三回すつ行う。その後、神職は介添からひしゃく

久米の舞を飯塚市中では「クマ」という。米を入れた折敷二枚を両手のひらに乗せて舞い、胸抱きといって脇下に引きつけたり、頭上双手といって高くさしあげたりする。その妙技に観衆は称賛の拍手を送る。一般に、米をこぼさないように舞うといわれるが、六歳神楽では少しばらまきようにこぼれると豊作だといわれる。

事代の舞は、風折烏帽子をかぶった人が、釣竿を左肩にかつき、ビクを腰に下げて出て、中に入れている餅をまき、次に釣竿の糸の先に餅を結んで観衆の前に差し出す。子どもたちは、我先にとこれに飛びついて取ろうとする。舞い手も滑稽な所作をして人々を笑しませる。最後鯛を釣りあげて終るが、観衆と舞い手が一体と

を受け取り、釜の湯を沸み神前に供えた後、それを飲んで介添にも与える。すむとすぐ釜の所に行き、笹束を湯に浸して前と同様三カ所で残り火をあおると、笹竹を兩脇に抱えこんで釜の下に走り込みオキをける。すると、火の粉は激しく一面に散る。神職はこれを三カ所から行った後、介添を伴い拝殿に行き、拝礼して終わる。所要時間は約二〇分である。

神相撲 飯塚市柳橋と額田町西佐与の神相撲は、夏祈禱各戸裁いの獅子舞の日の昼食休みに行われている。

西佐母では、連木としようけを持ち、頭にカスリ(穀物をすくう用具)を乗せてその上から白布ではおかふりをした人を先頭に、妊婦姿でほうきを持った人と女装して傘を持った人が続き、その後に神相撲を演ずる人が二人それぞれ腕を組んで出る。

まず五人は、むしろの上で「さら舞え、さら舞え」と叫びながら、お互いの腰や腹をぶつつけあつて踊る。しばらく踊ると、妊婦姿の人がむしろの上を掃きながら後ろに下がりがり、続いて女藝の人が傘を拡げて回しながら下がりがり。これを再度行くと神相撲になる。

一番目は一人が相手の肩を持って前に一回転させ、二番目は一人が相手の腰を抱いて横に一回転させる。終わると前と同様に「そら舞え、そら舞え」と踊る。三番目は二人が背中合わせになり、一人が後ろに回転して相手の前に立つ。最後は背中合わせになるが一人は逆立ちしており、逆立ちした者を肩車にする。締めくく

りに、また「そら舞え、そら舞え」と踊り、ほろにで掃き、傘を回す。

小竹町新多では、謂干神社夏祈禱のときに獅子舞とともに行われていたが、一九七〇年代に絶え、今では何か特別な行事が行われるときに演じられるくらいである。



新多の神相撲・背な落とし
(75、8月撮影)

落とし、股車返し逆立ちの五種で、内容は西佐与と共通している。最後は、逆立ちの演技に続き、白の力士が赤の力士に肩車され、行司の櫓を奪って行司をたたきながら土俵を下りる。

大正初めごろ、添田町添田上組は京都郡犀川さいがわ町伊良原いらはら、下組は築上郡築城町赤幡の指導を受



津野の神楽・しめ切り
上津野高木神社お旅所にて（'89. 5月撮影）

けて神楽組ができ、一九五〇年ごろまで続いていた。津野でも、上津野と下津野に大正の初めごろ伊良原の人から手ほどきを受けて神楽組ができて舞っていたが、昭和に入つて絶えた。現在の神楽は、伊良原から下津野の田代に來た人の指導で、戦後に始まつたものである。

赤村大内田の神楽は、一六五五年（明暦元年）ムラに牛馬の疫病がはやつてからといわ

(表2) 豊前神楽演目	大内田神楽	春日神社神楽	赤幡岩戸神楽
津野神楽 一八九九年	一八九〇年	一九八三年	一九四八年
折居 (おりい) 土座 (みふく) 手草 (つるぎ) 地制 (つるぎ) 刺しめきり 喜しめきり二のきり 喜しめきり三のきり 刺(けん)の舞 喜講神先 岩花 戸 思兼命 宇受貴命 手力男命	四方の舞 (原米) 折居 御座 花神楽 地割 (時の舞) 奉常切 奉前御神先 奉舞上御神先 奉調御神先役 奉調御神先役 盆神楽 喜四方免 岩戸の舞	清鼓の舞 (米殿き) 奉土座風神の舞 奉両鬼の舞 花神楽の舞 一本太刀の舞 両太刀の舞 ひさの舞 ひささきの舞 手草の舞 御歌の舞 奉先舞の舞 奉岩田彦の舞 奉吉取鹿島の舞 岩戸の舞	式神 大鼓役 飯米神堂 折居神堂 喜講神楽 手草神堂 地制神楽 奉神先舞上げ 奉調先きふし神堂 花神楽 喜四方免神堂 喜講神堂 岩花 戸 思兼命 宇受貴命 手力男命 大鼓役

(註) *印は右面の舞社名の置き方は種々ある

は違った熱気と迫力がある。

大内田では湯立神楽もあつた。三脚の上に大釜を乗せて湯をわかし、その横に、高い杉の木を頂上部分の葉を残し三本の胴を張つて立てる。杉の葉の下には、五色の小幣を挿し、餅を入れ、たわら包みを下げる。舞上御神先のとき、鬼と神主が三回柱を登り降りして争ひ、二回目に餅と小幣を投げける。その間、柱や綱を頭を下にして滑り降りるなどの曲芸を演じる。終ると釜の下に駆け込み、鬼・神主・鬼の順にオキを底からけて行く。そのとき、演技者は白足袋をはいており「水の上を通るな、足袋を濡らしたら火傷のもとだ」と教えられた。

以上の諸神樂と異なる巫女神樂が英彦山神宮にあった。英彦山最大の祭札松会まつえの記録である

「英彦山檀祭礼絵巻」の中に、「三月十四日下
宮御興堂ヨリ御下り奉成御幸前彦一坊沖楽有

り」の説明で、三基の神輿の前に大傘を立て、巫女姿の人が一人腰ようろ瑠をかぶり、右手に鈴を持って舞う絵がある。巫女神楽の描写である。

この彦一坊神楽は現在、毎年四月の沖幸のとき、唯鬼舞にかわつてゐる。その内容は、英彦山小学校女児八人による舞で、左手に鑼、右手に鈴を持つて振り、神職の太鼓の音にあわせ、三步進んでは一呼吸立ちどまる所作を繰返して、S字形に進んでいる。先頭の女児は腰掛、後に続く者は烏帽子をかぶり、緯の袴に萌黄の狩衣を着て演じ、所要時間約三分である。

かつき やすはる・立俣山郷土研究会

會員募集

西日本文化協会は、地域文化の振興を願って、芸術鑑賞、講演会、出版、文化財の現地見学会等の諸事業を行っています。皆様の御参加をお待ち致しております。

特
曲

- 1、会誌の配布（年十回発行）
- 2、当協会の出版物割引頒布
- 3、協会主催催し物の先行予約
- 4、現地見学会の御案内

● 会費

年間	個人会員	四千元
	法人会員	三万円

●申込先

福岡市中央区渡辺通二丁目一―八二
電氣ビル第一別館
財団法人 西日本文化協会
電話 ○九二―七二三―六四五―

5

16

法律相談

● 何かお困りですか？

弁護士を頼んだ場合の費用は…

Q ある土地の所有権について第三者と争いになっています。町の有力者などに相談してきましたが、やはり弁護士に依頼しようと思います。しかし依頼方法や費用がどれくらいかかるか分からず不安です。

A ご質問のような土地の紛争は当事者の協議による解決は困難であり、色々な法的問題が絡むため当事者間で話し合っても最終的な解決にならないこともあります。従って早期に弁護士に相談・依頼するのが結局は早道です。直接あるいは間接的にも弁護士を知らないという人は、弁護士会や自治体などが行っている無料・有料の法律相談を利用されると良いでしょう。本稿の末尾に法律相談センターの案内が掲載されていますが、ここは弁護士が交代で相談を担当するために常駐しており40分5000円程度で法律相談を行っています。前もって電話で日時を予約された上で、相談日には土地に関する書類（登記簿謄本・字図（あざず）・評価証明書・現場写真・契約書等）を出来る限り集めて持参し、紛争の要点を予め簡易書き程度のメモにまとめておくのと相談時間を有効に使うことができます。担当弁護士は紛争の内容を概ね把握した上で、適切な解決方法や法律上の問題点を説明すると共に相談担当弁護士やその紹介する弁護士に直接事件の依頼をすることも可能です。

これは知人等から紹介などを受けて直接弁護士に相談される場合もほぼ同様です。

ところで、弁護士に事件を依頼される場合には費用が必要となりますが、その内容は、事件の依頼をする際に支払う着手金・裁判所等に納める収入印紙や保証金等の実費並びに出張等に要する費用（事件終了後精算されます）並びに事件終了後に支払う成功報酬の3種類に大別されます。

このうち着手金・成功報酬は弁護士会の報酬規定により原則として依頼者が得る経済的利益（例

えば貴方が所有権を主張して争っている土地の範囲が約20坪でその坪単価が時価で20万円とすると400万円が貴方の経済的利益となります）を基準とし、その金額の2%から15%の範囲で（経済的利益が高くなればパーセントは低くなります）定められますが、これに事案の内容や解決までの時間・労力の見通し、更には依頼者の経済事情等を考慮して30%の範囲内で増減出来る事とされています。従って、貴方の場合には400万円の約1割に当たる40万円前後が着手金の基準となり、後は事案の内容等によって弁護士と貴方が協議して定めることになります。なお、着手金は事件の解決状況の如何に拘らず返還されませんが、成功報酬については、全面的に敗訴した場合には支払う必要はなく、和解等により一部勝訴（経済的利益が生じた場合）にはその金額に応じて報酬を支払うことになります。また、以上のような費用が経済的事情により一時に支払えない場合には財団法人法律扶助協会が立て替えて弁護士に支払い、後日分割等で協会に償還していくという方法もとれます。いずれにせよ、事案によって費用や支払方法は異なりますので、遠慮なく弁護士に尋ねてよく納得されることが信頼関係維持のためにも重要です。

福岡県弁護士会 弁護士 高橋博美

福岡県弁護士会では、県内に4か所の法律相談センターを設置して、市民の方からのご相談に応じています。
〈電話予約制〉 相談料 40分程度 5,000円
福岡 092-741-3208 小倉 093-561-0360
久留米 0942-30-0144 飯塚 0948-28-7555

財団法人 西日本文化協会

専務理事	九州電力社長	大野 茂
専務理事	国連福岡専務理事	村上 義一
専務理事	九州旅客鉄道社長	石井 幸孝
専務理事	西日本鉄道会長	大屋麗之助
専務理事	九州電力常務取締役	鎌田 迪貞
専務理事	九電工会長	古賀 圭二
専務理事	西日本銀行頭取	後藤 達太
専務理事	西部ガス副会長	属 正
専務理事	福岡シティ銀行頭取	四島 司
専務理事	福岡教育大学学長	田代 高英
専務理事	福岡銀行頭取	佃 亮二
専務理事	八幡製鉄所所長	福田 和彦
専務理事	九州工業大学学長	細川 邦典
専務理事	福岡中央銀行頭取	山本敬一郎
専務理事	電気ビル代表取締役社長	前田不二郎
専務理事	福岡県知事	城井 文哉
専務理事	福岡市長	奥田 八二
専務理事	北九州市長	桑原 敬一
専務理事	北九州国際技術協力協会	末吉 興一
専務理事	北九州商工会議所常会頭	水野 熱
専務理事	福岡商工会議所会頭	安川 寛
専務理事		山下 敏明

趣 旨

当協会は、昭和三十四年秋に西日本教育芸術協会として発足、主として古典芸能を通じて学校教育に尽力し、昭和三十六年春に財団法人西日本文化協会として新発足した文化団体であります。文化の進展に伴い、従来の古典芸能のみに止らず、更に意義ある行事を企画し、学校教育の期待に副うと共に一般社会の要望にも応えたいと念願いたしております。何卒、この趣旨にご賛同下さいましてご協力とご支援を仰ぎ、当協会の目的達成のために特別のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

事業の概要

- 1 芸術鑑賞
イ 古典芸能 能をはじめとし、狂言、文楽、歌舞伎等の古典芸能をとりあげ、とくに無形文化財に指定されたすぐれたものを紹介し、日本古来の伝統芸能の理解、鑑賞につとめる。
ロ 一般芸能 新劇、音楽、映画等の一般芸能をとりあげ、その鑑賞に促す。
- 2 文化財の公開
イ 文化財の現地見学 専門家、学者による文化財の現地見学、講演会を行い、高い見識を培う。
ロ 美術展 絵画、彫刻、工芸、その他の文化財を開催する。
- 3 研究会、講演会
イ 学習研究会、講演会 政治、経済、文化、教育等の学術的研究会、講演会を開き、とくに科学的研究態度の根本として文化の健全な発展に寄与する。
ロ 教育研究会、講演会 茶道、華道等の文化活動を行い、日常生活に於ける文化面の開拓を行う。
ハ 出版 会誌「西日本文化」の発行、国内外の文献の紹介、視察、書籍、雑誌のとりつき等を行い、文化活動の原動力を培う。
その他 目的達成に必要なと思われる事業を行う。

新 会 員（敬称略）

〈個人会員〉

松 隈
熊 慶
スミヨ 秀

編集委員（五十音順）

評論家
民俗研究家
日本大学教授
北九州大学教授
九州大学名誉教授
佐賀女子短大講師
九州女子大学教授

山細 秀 錦田 佐安
岡川 村 織中 木間
遷亮 直 哲隆
誠章 三 介樹哉次

西日本文化 通巻308号

定価 400円 送料 68円

振替 福岡 2-15918

1995年（平成7年）1月1日発行

発行人 大野 茂

発行所

財団法人 西日本文化協会

〒810 福岡市中央区

渡辺通二丁目1番82号

電気ビル第一別館5階

電話 (092) 713-6451

印刷 正光印刷株式会社

〒819-03 福岡市西区周船寺3-28-1

電話 (806) 5708